

平成 30 年 8 月
自 動 車 局

自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

自動車の登録及び検査に関する申請書の様式は、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号。以下「様式省令」という。）により定められている。

今般、軽自動車検査協会の事務所等において、検査対象軽自動車の基準適合性審査に使用する自動車検査高度化施設（検査結果を作成するシステム）が全国的に整備されることから、軽自動車検査業務電子情報処理システムを改修し、様式省令軽第二号様式、軽第五号様式及び軽第六号様式に記載される情報を両システム間で電子的に共有することが可能となる予定である。

また、国土交通省においては、自動車登録検査業務電子情報処理システムと自動車の基準適合性審査を担う独立行政法人自動車技術総合機構の自動車審査高度化施設（審査結果を通知するシステム）との連携強化により、様式省令第七号様式、第八号様式及び第十号様式に記載される情報を両システム間で共有することが可能となっている。

これらのことを踏まえ、申請者の利便の向上及び行政事務の効率化を図るため、様式省令について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

様式省令について、以下の改正を行う。

- （ 1 ）独立行政法人自動車技術総合機構が基準適合性審査の結果を電磁的方法により国土交通省に通知した場合は、自動車の検査等に関する申請書等の一部を省略できることとする。
（第七号様式、第八号様式及び第十号様式）
- （ 2 ）軽自動車検査協会が基準適合性審査の結果、自動車の諸元に係る情報を電磁的方法で作成した場合は、検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の一部を省略できることとする。
（軽第二号様式、軽第五号様式及び軽第六号様式）
- （ 3 ）検査対象軽自動車の検査等に使用される OCR（光学的文字読取装置）に用いる申請書等については、汎用紙による申請が可能となるようにするため、様式を改める。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成 30 年 10 月上旬

施 行：平成 31 年 1 月 4 日